

練馬区立幼稚園、小・中学校、小中一貫教育校に
お子様を通わせている保護者の皆様へ

練馬区教育委員会

風水害時における練馬区立学校（園）の対応および連絡について

練馬区教育委員会では、台風の接近や大雨、暴風等が予想される際は、登園・登校に関する対応を下記のようにすることとします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業に関する前日の連絡について

台風の接近等により風水害が予想される場合は、原則として前日に、気象情報や交通機関の運行状況を踏まえ、一斉臨時休業の実施について決定します。

決定した内容は、一斉臨時休業とするか否かに関わらず、午後4時までに、教育委員会から「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)により連絡します。

また、練馬区公式ホームページ、公式LINE、公式X（旧Twitter）でもお知らせします。

※一斉臨時休業を決定した後に、判断を変更することはありません。

2 気象状況等の悪化が想定される場合の連絡について

前日に一斉臨時休業を決定しなかった場合でも、その後の気象状況等の急激な悪化が想定される場合や、交通機関の計画運休が実施される場合には、一斉臨時休業の判断をすることがあります。その際には、当日午前6時頃に、教育委員会から「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)により連絡します。

3 学校（園）ごとの対応について

区として一斉臨時休業等の措置を実施しない場合であっても、学校（園）の判断により、登校（園）時刻の繰下げや教育活動の変更等の対応を行うことがあります。

その際は、学校（園）から「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)等により連絡します。

4 移動教室や修学旅行等について

移動教室や修学旅行等は、一斉臨時休業とするか否かに関わらず、教育委員会と各校で協議の上、対応を決定します。

5 保護者の皆様へ

- (1) 「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)への登録がお済みでない場合は、できるだけご登録いただきますようお願いいたします。登録方法が不明な場合や登録をしない場合には、各学校（園）までご連絡ください。
- (2) 一斉臨時休業にならない場合であっても、安全確保のために保護者の判断でお子様を欠席させる場合は、出席停止扱いにするなど、不利益のないようにします。その際は、その旨学校にご連絡ください。
- (3) やむを得ない事情により、お子様をご家庭に留め置くことができない場合には学校（園）に個別にご相談ください。

【問合せ先】

教育振興部教育総務課

電話 5984-5609

教育振興部教育指導課

電話 5984-5759

台風・大雨・暴風などの時の対応について

【保護者のみなさまへ】

台風の接近で関東にレベル3以上の大雨警報等が予想される場合に、教育委員会が翌日の一斉臨時休業の可否を判断します。保護者のみなさまへは、下記の流れで保護者向け情報伝達サービス（sigfy）・区ホームページ・公式LINE・公式X（旧Twitter）によりお知らせをします。

① 前日に一斉臨時休業とする場合

前日

一斉臨時休業とする

保護者へ周知（午後4時まで）

② 前日に一斉臨時休業としない場合

前日

一斉臨時休業としない

保護者へ周知（午後4時まで）

- ・ 気象状況が急激に悪化した場合
- ・ 計画運休が実施される場合 等

当日

一斉臨時休業とする

保護者へ周知（午前6時頃）

※ 一斉臨時休業等を決定した後に、判断を変更することはありません。